

○公立学校共済組合個人情報保護規程

平成30年10月23日全部改正

改正 令和3年3月19日

同 4年3月22日

同 5年3月22日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人情報保護の体制（第3条－第5条）
- 第3章 個人情報の取得及び取扱い（第6条－第10条）
- 第4章 個人データの適正管理義務（第11条－第14条）
- 第5章 保有個人データの利用目的の通知、開示及び訂正等（第15条－第22条）
- 第6章 苦情処理（第23条）
- 第7章 仮名加工情報の取扱い（第23条の2・第23条の3）
- 第8章 匿名加工情報の取扱い（第24条－第24条の4）
- 第9章 研修（第25条）
- 第10章 実施状況の調査及び監査（第26条・第27条）
- 第11章 その他（第28条－第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条** この規程は、公立学校共済組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の保護に関して組合が遵守すべき義務その他個人情報の適正な取扱いについて基本となる事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに事業の適正な運営に資することを目的とする。
- 2 組合が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（定義）

- 第2条** この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (2) 個人識別符号が含まれるもの

- 2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」

という。) 第1条で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令第2条で定める記述等が含まれる個人情報という。

4 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令第4条第1項各号で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に

構成したものと政令第4条第2項で定めるもの

9 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国の機関

(2) 地方公共団体

(3) 独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。以下同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

10 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

11 この規程において「保有個人データ」とは、組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令第5条で定めるもの以外のものをいう。

12 この規程において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第2章 個人情報保護の体制

（個人情報の管理者及び管理補助者）

第3条 組合は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、保有機関（公立学校共済組合定款（昭和37年11月30日制定）第3条に規定する本部（以下「本部」という。）及び支部（以下「支部」という。）並びに組合が設置する病院（以下「病院」という。）及び宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）をいう。以下同じ。）に個人情報保護管理者（以下「情報管理者」という。）を置くほか必要に応じ個人情報保護管理補助者（以下「情報管理補助者」という。）を置く。

2 本部及び病院の情報管理者及び情報管理補助者並びにこれらの職務は、別表第1のとおりとする。

3 支部及び宿泊施設の情報管理者及び情報管理補助者並びにこれらの職務は、支部長が定める。
（情報管理者の義務）

第4条 情報管理者は、この規程に定められた個人情報の適正な管理及び運用等に関する事項を理解し、及び遵守するとともに、役職員等（組合の役員、職員及び組合の指揮命令に服している者（派遣職員、非常勤職員、臨時職員等）をいう。以下同じ。）にこれを理解させ、及び遵守させるための研修、内部規程の整備、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置その他個人情報を保護するために必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

2 情報管理者は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、目的以外に使用し、又は使用させてはならない。

3 情報管理者は、個人データの授受、保管及び廃棄について、これを適正に管理しなければならない。

（事案の報告）

第5条 情報管理者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の個人データの安全の確保に係

る事態が発生した場合には、直ちに被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、病院及び支部（宿泊施設にあっては、所属支部を経由）の情報管理者は、速やかに本部の情報管理者に報告しなければならない。
- 3 本部の情報管理者は、第1項に規定する事態が発生した場合には速やかに理事長に報告しなければならない。
- 4 理事長は、第1項に規定する事態のうち個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会（法第130条により設置される委員会をいう。以下同じ。）に報告するとともに、文部科学省に連絡しなければならない。
- 5 前項に規定する場合には、情報管理者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第3章 個人情報の取得及び取扱い

（適正な取得）

第6条 保有機関は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 保有機関は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - (1) 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
 - (7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (8) 第10条第4項各号（規程第23条の2第6項の規定により読み替えて適用する場合及び規程第23条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(利用目的の特定)

第7条 保有機関は、個人情報を取り扱うに当たっては、業務を遂行するために必要な場合に限るものとし、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 前項の規定により特定された利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

3 前2項に規定する利用目的の特定及び変更は、保有機関の長がそれぞれ別に定める。

(利用目的による制限)

第8条 保有機関は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第8条の2 保有機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 保有機関は、個人情報を取得した場合は、あらかじめ、その利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 保有機関は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 保有機関は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して組合が協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(第三者提供の制限)

第10条 保有機関は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 保有機関は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができるものとする。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第6条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

(1) 保有機関の名称、住所、代表者の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とすること。

(3) 第三者に提供される個人データの項目

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

(5) 第三者への提供の手段又は方法

(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7) 本人の求めを受け付ける方法

(8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 保有機関は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 保有機関が利用目的の達成に必要な範囲内において第13条の規定に基づき個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、共同利用する旨、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに保有機関にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 保有機関は、前項第2号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は保有機関にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第10条の2 保有機関は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第10条の5第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、第10条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 保有機関は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 保有機関は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条の3 保有機関は、個人データを第三者（国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条（第10条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第10条第1項各号又は第10条第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人

データの提供にあつては、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 保有機関は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第10条の4 保有機関は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第10条第1項各号又は第10条第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 保有機関は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成するものとする。

- 3 保有機関は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第10条の5 保有機関は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第10条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が保有機関から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- 2 第10条の2第3項の規定は、前項の規定により保有機関が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

- 3 前条第2項から第3項までの規定は、第1項の規定により保有機関が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

- 4 第1項から前項までの規定は、組合が個人関連情報データベース等を事業の用に供していないときは、これを適用しない。

- 5 本条において、個人関連情報データベース等とは、個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

第4章 個人データの適正管理義務

(データ内容の正確性の確保等)

第11条 保有機関は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(役職員等関係者の責務)

第12条 次に掲げる者(以下この条において「役職員等関係者」という。)は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 個人情報の取扱いに従事する役職員等又は役職員等であった者
- (2) 第13条第1項に規定する受託機関に従事する者又は従事していた者
- (3) 第13条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者

2 役職員等関係者は、この規程の定めるところに従い、適正な個人情報の管理に努めなければならない。

(安全管理措置)

第12条の2 保有機関は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(役職員等の監督)

第12条の3 保有機関は、役職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部委託)

第13条 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を受託機関として選定し、次に掲げる事項を委託契約書に明記しなければならない。

- (1) 承認外の再委託の禁止
- (2) 利用目的以外の利用及び第三者への情報提供の禁止
- (3) 秘密保持義務
- (4) 複写及び複製の禁止
- (5) 記憶媒体の授受の手続、搬送の方法及びその経路、保管方法
- (6) 管理者の注意義務
- (7) 個人情報の管理状況に関する報告の義務
- (8) 事故等の発生時における報告の義務
- (9) 委託処理終了後の個人データの返還、消去又は廃棄
- (10) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償
- (11) 前各号に掲げるもののほか、個人データの保護に関し必要な事項

2 個人情報の取扱いを派遣協定等により派遣された職員に行わせる場合は、個人情報の適正な取扱いに関する事項を当該派遣協定書等に明記するものとする。

3 保有機関は、受託機関に対し、個人データの保護を図るため必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表)

第14条 保有機関は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態

(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- (1) 当該保有機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) すべての保有個人データの利用目的(第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
- (3) 次条第1項の規定による求め又は第16条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第17条第1項、第18条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求手続及び第22条に規定する手数料の額
- (4) 第23条に規定する保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項

第5章 保有個人データの利用目的の通知、開示及び訂正等

(保有個人データの利用目的の通知)

第15条 保有機関は、本人又はその代理人(未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び本人が委任した代理人をいう。)(以下「本人等」という。))から、当該本人が識別される保有個人データ(以下「本人識別保有個人データ」という。))の利用目的の通知(第21条において「利用目的の通知」という。))を求められたときは、本人等に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定により本人識別保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 保有機関は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示)

第16条 本人等は、保有機関に対し、本人識別保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示(本人識別保有個人データが存在しないときにはその旨を知らせることを含む。以下「開示」という。))を請求することができる。

2 保有機関は、前項の規定による請求を受けたときは、本人等に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 保有機関は、第1項に規定する請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人等に対し、前項本文に規定する方法に相当する方法により本人識別保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第10条の3第1項

及び第10条の4第2項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第20条第2項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第17条 本人等は、保有機関に対し、本人識別保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 保有機関は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法以外の他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 保有機関は、第1項に規定する請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人等に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第18条 本人等は、保有機関に対し、第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由又は本人識別保有個人データが第8条若しくは第8条の2の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条及び第20条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 保有機関は、前項の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。

3 本人等は、保有機関に対し、当該本人識別保有個人データが第10条又は第10条の2の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止（第20条において「第三者提供停止」という。）を請求することができる。

4 保有機関は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。

5 本人等は、保有機関に対し、当該本人識別保有個人データを保有機関が利用する必要がなくなった場合、当該本人識別保有個人データに係る第5条第4項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 保有機関は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有

個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 7 保有機関は、第1項若しくは第5項に規定する請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨を決定したとき、又は第3項若しくは第5項に規定する請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第19条 保有機関は、第15条第2項、第16条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第17条第3項又は前条第7項の規定により、本人等から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の申出方法等)

第20条 第15条第1項、第16条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第17条第1項若しくは第18条第1項、第3項若しくは第5項の規定による求め又は請求を行う者(次項及び次条において「開示等の申出者」という。)は、保有機関に対して、別紙様式第1号による個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止申出書(以下この条において「開示等申出書」という。)を提出しなければならない。

- 2 開示等の申出者は、当該申出に係る保有個人データ又は第三者提供記録の本人等であることを確認するために必要な書類を開示等申出書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

- 3 保有機関は、開示等申出書に不備があると認めるときは、当該申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示等の申出に対する決定通知)

第21条 保有機関は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。

- イ 利用目的の通知 別紙様式第2号
- ロ 開示 別紙様式第2号の2
- ハ 訂正等 別紙様式第2号の3
- ニ 利用停止等又は第三者提供停止 別紙様式第2号の4

- (2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。

- イ 利用目的の通知をしない場合 別紙様式第3号
- ロ 全部又は一部を開示しない場合 別紙様式第4号又は別紙様式第4号の2
- ハ 全部又は一部訂正等をしない場合 別紙様式第5号又は別紙様式第5号の2
- ニ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止をしない場合 別紙様式第6号又は別紙様式第6号の2

(3) 前条第1項の申出に係る個人情報が存在しない場合 別紙様式第7号

- 2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日（訂正等、利用停止等及び第三者提供停止にあつては、特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内）を上限として延長することができる。この場合において、当該保有機関の長は、開示等の申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(手数料)

第22条 この規程の規定により保有機関から保有個人データの写しの交付を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担しなければならない。ただし、その総額が1,000円に満たない場合には、免除する。

(1) 保有個人データの写しの作成に要する費用 別表第2に定める額

(2) 保有個人データの写しの送付に要する費用 郵便料金等の額

- 2 前項に規定する手数料の支払は、原則として銀行振込により行うものとする。
3 前2項の規定は、手数料の額について他の規程に特別の定めがあるときは、適用しない。

第6章 苦情処理

(苦情処理)

第23条 情報管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下この条において「苦情」という。）の相談の受付等を行う窓口を設けるなどその他適切かつ迅速な措置を講じ、これを公表しなければならない。

- 2 苦情の相談の受付等を行う窓口の職員は、苦情の相談があった場合、情報管理補助者に対し速やかに報告を行うものとし、情報管理補助者は、当該苦情に関する当該個人情報の取扱いの状況等を速やかに調査の上、その適切な措置について情報管理者と協議しなければならない。
3 苦情の処理結果については、苦情を申し出た者に対し、口頭又は文書により通知しなければならない。

第7章 仮名加工情報の取扱い

(仮名加工情報の作成等)

第23条の2 保有機関は、仮名加工情報（仮名加工情報を含む情報の集合体であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして、政令第6条で定めるものを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 保有機関は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
3 保有機関は、第8条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第7条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるも

のに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。

- 4 仮名加工情報についての第9条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 保有機関は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第11条の規定は、適用しない。
- 6 保有機関は、第10条第1項及び第2項並びに第10条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第10条第4項中「前3項」とあるのは「第23条の2第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第10条の3第1項ただし書中「第10条第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第10条第1項各号のいずれか)」とあり、及び第10条の4第1項ただし書中「第10条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第10条第4項各号のいずれか」とする。
- 7 保有機関は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 保有機関は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第5条、第7条第2項、第14条から第20条及び第22条までの規定は適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第23条の3 保有機関は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。)を第三者に提供してはならない。

- 2 第10条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項」とあるのは「第23条の3第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第12条の2から第13条まで、第23条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第12条の2中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第8章 匿名加工情報の取扱い

(匿名加工情報の作成等)

第24条 保有機関は、匿名加工情報（匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令第7条で定めるものを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

2 保有機関は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 保有機関は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

4 保有機関は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

5 保有機関は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

6 保有機関は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

7 前6項に掲げるもののほか、匿名加工情報の作成方法及び取扱いは個人情報保護委員会の個人情報の保護に関するガイドライン（匿名加工情報編）の定めるところによる。

(匿名加工情報の提供)

第24条の2 保有機関は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第24条の3 保有機関は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項若しくは法第116条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第24条の4 保有機関は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情

報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第9章 研修

(研修の実施)

第25条 情報管理者は、役職員等に対し、個人情報の保護に関する重要性を認識させ、この規程等の周知徹底を図るため、研修を実施するものとする。

第10章 実施状況の調査及び監査

(規程の実施状況の調査及び指導)

第26条 情報管理者は、個人情報を取り扱う担当部署に対して、この規程の実施の状況について適宜報告を求めるものとする。

- 2 情報管理者は、この規程の実施の状況については是正が必要であると認めるときは、当該担当部署に是正の勧告を行い、個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。
- 3 前2項に規定する実施状況の調査及び指導は、情報管理者の指定した者に行わせることができる。

(監査の実施)

第27条 組合は、個人情報保護に関する取扱い等の実施状況について公立学校共済組合運営規則（昭和38年2月25日制定）第7章の規定に基づき、監査を行うものとする。

第11章 その他

(細則の制定)

第28条 この規程に定めるもののほか、保有機関における個人情報の保護に関し必要な細則は、それぞれの保有機関の長が定める。ただし、宿泊施設については、支部長が定める。

(他の制度との調整等)

第29条 この規程は、法令等の規定により個人情報の訂正等その他の請求手続が定められている場合は、適用しない。

(見直し)

第30条 保有機関は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すこととする。

附 則（平成30年10月23日）

(実施日)

- 1 この規程は平成30年10月23日（次項において「実施日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 実施日において、現に効力を有する保有機関の長が制定した個人情報の保護に関する規程は、第28条の規定によって定められた細則とみなす。

附 則（令和3年3月19日）

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月22日）

この規程は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月22日）

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

本 部	区 分		該 当 職 員	職 務
	情 報 管 理 者	総括管理者	事 務 局 長	一般管理者及び電算管理者を監理するとともに第5条第3項に規定する事案の報告を行うものとする。
一般管理者		総 務 部 長	本部の保有する個人情報について管理するとともに情報管理補助者の職務を監督する。	
電算管理者		情報システムセンター長	個人データの運用について管理するとともに情報管理補助者の職務を監督する。	
	情報管理補助者	各 課（室）長	各課（室）が取り扱う個人情報の保護に関し担当職員を指導する。	
病 院	病 院 長 が 定 め る。			

別表第2（第22条関係）

区 分			金 額
写しの作成に要する実費	複写機による写し		1枚につき10円
	磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体による写し	電磁的記録媒体を持参した場合（未開封のものに限る。）	無料
		上記以外の場合	実費相当額

備考1 1枚の両面に複写した場合の写しの作成に要する実費は、2枚として計算する。

2 金額には消費税及び地方消費税を含む。